

役員報酬基準

定款第26条に規定する役員報酬の支給に当たっては、下記の単価表によるものとする。

役員報酬支給額単価表

(単位 : 円)

職 名	金 額	備 考
代表理事	5,344,800	年 額
業務執行理事	30,947	1日あたり
理事	20,631	同 上
監事	20,631	同 上
評議員	20,631	同 上

附 則

- 1 この基準は、公益財団法人の設立登記のから適用する。
- 2 この基準は、平成25年1月1日から適用する。
- 3 この基準は、平成27年4月1日から適用する。
- 4 この基準は、平成28年1月1日から適用する。
- 5 この基準は、平成29年1月1日から適用する。
- 6 この基準は、令和2年1月1日から適用する。
- 7 この基準は、令和8年1月1日から適用する。